



許可番号 第08163002589号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東四丁目8番20号
名 称 株式会社日本医療環境サービス
代表者氏名 代表取締役 北村 洋輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本市長 大 西 一 史



許可の年月日 令和3年(2021年)4月5日

許可の有効年月日 令和8年(2026年)4月4日

1. 事業の範囲

裏面のとおり。

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
【積替え場所】

所在地	面積	特別管理産業廃棄物の種類	最大保管量
熊本市東区 長嶺西一丁目 2411番4	224.04m ²	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。)、感染性産業廃棄物、汚泥(特定有害産業廃棄物であるものに限る。) 以下余白	35.6t 車両から車両への積替えに限る。

廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥の特定有害産業廃棄物の種類については、別表参照。

以下余白

3. 許可の条件

裏面のとおり。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年(2022年)7月25日 代表者の変更

令和4年(2022年)9月20日 積替保管施設(積替限定車)変更による保管量増加
以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

以下余白

(裏面へ続く。)

1. 事業の範囲

- (1) 収集運搬（積替え行為を含み、保管行為は含まない。）
- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類

- ①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。）
- ②廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。）
- ③廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。）
- ④感染性産業廃棄物
- ⑤汚泥（特定有害産業廃棄物であるものに限る。）

廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥の特定有害産業廃棄物の種類については、別表参照。

以下余白

(3) 積替え・保管行為ができる特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類

- ①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。）
- ②廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。）
- ③廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。）
- ④感染性産業廃棄物
- ⑤汚泥（特定有害産業廃棄物であるものに限る。）

廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥の特定有害産業廃棄物の種類については、別表参照。

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 積替え作業に当たっては、特別管理産業廃棄物が飛散流出しないよう必要な措置を講じるとともに、周辺に悪臭が発生しないよう十分注意すること。
- (2) 積替え後の特別管理産業廃棄物は、速やかに積替え場所から運搬すること。

以下余白

別表

特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	○	○	○	
水銀又はその化合物	○	○	○	
カドミウム又はその化合物	○	○	○	
鉛又はその化合物	○	○	○	
有機燐化合物	○	○	○	
六価クロム化合物	○	○	○	
砒素又はその化合物	○	○	○	
シアン化合物	○	○	○	
P C B	—	—	—	—
トリクロロエチレン	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	—
四塩化炭素	—	—	—	—
1, 2 - ジクロロエタン	—	—	—	—
1, 1 - ジクロロエチレン	—	—	—	—
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	—	—	—	—
1, 1, 1 - トリクロロエタン	—	—	—	—
1, 1, 2 - トリクロロエタン	—	—	—	—
1, 3 - ジクロロプロパン	—	—	—	—
チウラム	—	—	—	—
シマジン	—	—	—	—
チオベンカルブ	—	—	—	—
ベンゼン	—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—	—
1, 4 - ジオキサン	—	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	—

※表中の「○」は取り扱うことのできるものを示す。

以下余白